

届出有床診療所に関する意見集約について

平成30年7月
北海道保健福祉部医務薬務課

- 届出有床診療所の設置に関しては、個々の計画内容を、北海道医療審議会に諮って決定していたが、平成29年の医療法改正により、病床設置に関する規定が改正され、今後は、地域の医療需要を踏まえて必要か否かを判断することとされた。
- このため、平成30年2月、北海道医療審議会地域医療部会でご了承いただき、病床を設置しようとする診療所所在地の医師会長及び所管保健所長の意見書を求める取扱いとしたところ。
- その後、平成30年3月27日付で厚労省地域医療計画課長通知により、届出により病床設置する診療所の適否については、地域医療構想調整会議の協議を経ることとされた。
- これらを踏まえ、当面の運用については、以下により取扱うこととしたい。

<現行>	<当面の運用>
① 申請者から必要書類提出 ↓ ② 診療所所在地医師会長に意見照会 ↓ ③ 医師会長・保健所長の意見を道へ ④ ③を基に医療審議会で協議	① 申請者から必要書類提出 ② <u>地域医療構想調整会議で協議</u> ③ <u>②の協議内容を踏まえ、診療所所在地医師会長に意見照会</u> ④ 医師会長・保健所長の意見を、 <u>調整会議を所管する保健所長が集約し</u> 、道へ ⑤ <u>②④を基に医療審議会で協議</u>

- 8月の医療審議会地域医療部会では、当面の運用に基づき審査を行う予定。今後、医師会長の意見提出については、都市医師会長が参画している調整会議の協議概要に基づく審査へ見直す方向で、再度、審議会のご意見を伺う予定。

<修正案たたき台>

